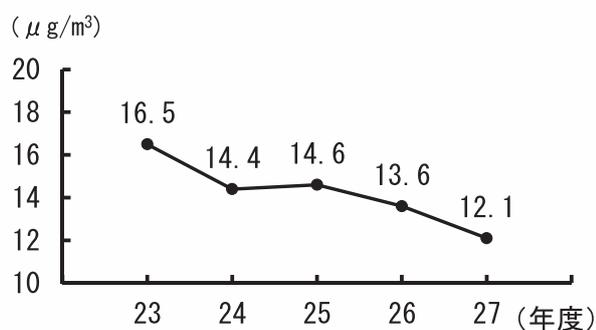


達成率は95.3%でした。

また、23年度から27年度までの年平均値の推移は、図表4-1-11のとおり、減少傾向にあります。測定開始から間もないため、今後も推移を注視していきます。

図表4-1-11 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移（一般環境大気測定局）



b PM2.5 高濃度時の注意喚起の状況

PM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される場合、「PM2.5による大気汚染への対応に係る国の暫定指針」に基づき、注意喚起を行っています。

なお、27年度は注意喚起を行う高濃度現象は発生していません。

(キ) 炭化水素 —非メタン炭化水素—

炭化水素は、塗料等の有機溶剤を使用する工場・事業場や、石油タンク及び石油製品を扱っている工場・事業場、あるいは自動車など多種多様な発生源から排出され、光化学スモッグの原因物質の一つとなっています。

炭化水素に係る環境基準は定められていませんが、指針値として「非メタン炭化水素について、午前6～9時の3時間平均値が0.20～0.31*ppmCの範囲にあること」が示されています。27年度は有効測定局40局のうち38局が指針の上限値0.31ppmCを超えていました。

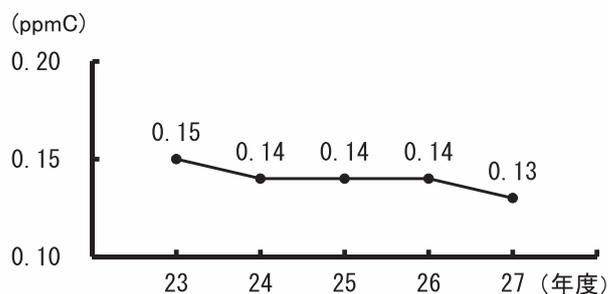
なお、23年度以降の午前6時～9時における年平均値の推移は図表4-1-12のとおりです。

イ 道路沿道環境（自動車排出ガス測定局）

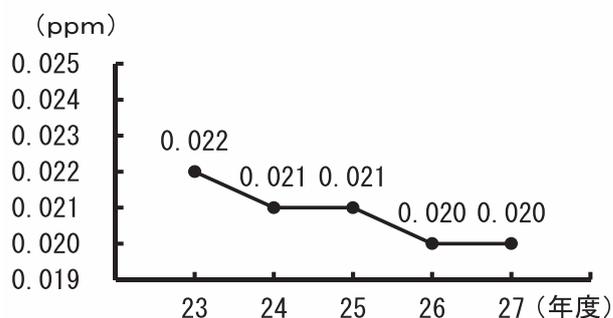
(ア) 二酸化窒素

27年度の有効測定局27局における環境基

図表4-1-12 非メタン炭化水素6～9時における年平均値の推移（一般環境大気測定局）



図表4-1-13 二酸化窒素の年平均値の推移（自動車排出ガス測定局）



準の達成率は100%であり、23年度以降の年平均値は減少傾向を示しています。（図表4-1-13）

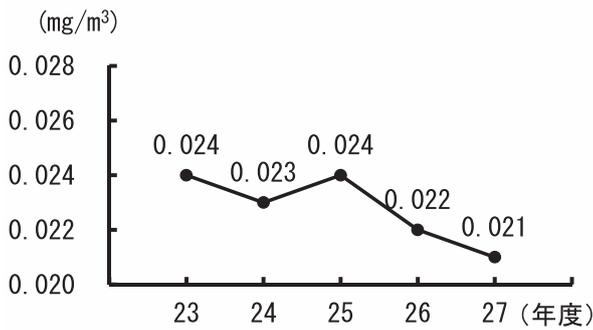
(イ) 一酸化炭素

27年度の有効測定局21局全てで環境基準（長期的評価）を達成しており、一般環境大気測定局と同様に昭和48年度以降100%の達成率を継続しています。

(ウ) 浮遊粒子状物質

27年度の有効測定局26局における環境基準（長期的評価）の達成率は100%であり、23年度以降の年平均値は概ね減少傾向を示しています。（図表4-1-14）

図表 4-1-14 浮遊粒子状物質の年平均値の推移（自動車排出ガス測定局）

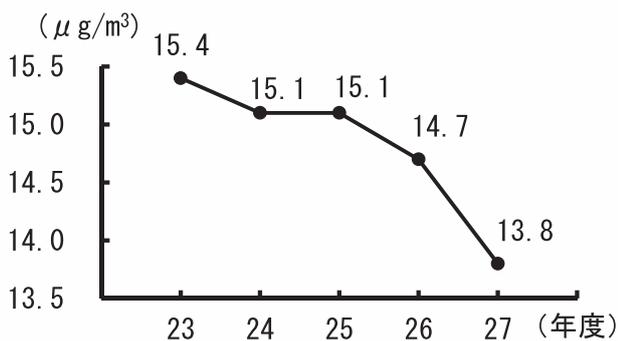


(エ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

27 年度の有効測定局 8 局における環境基準（長期的評価）の達成率は 62.5% でした。

また、23 年度から 27 年度の年平均値の推移は、図表 4-1-15 のとおりです。一般局同様、減少傾向にあります。測定開始から間もないため、今後も推移を注視していきます。

図表 4-1-15 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の推移（自動車排出ガス測定局）



(オ) その他

二酸化いおうについては、27 年度の有効測定局 2 局における環境基準（長期的評価）の達成率は 100% です。また、非メタン炭化水素については、27 年度の有効測定局 13 局全てで指針の上限値を超えていました。

ウ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも継続的に摂取される場合には、発ガン性などの人の健康を損なうおそれのある物質で、現在、該当する可能性がある物質として 248 物質がリストアップされています。

このうち、優先取組物質 23 物質が国から示され、そのうちのベンゼン等 21 物質について

は県及び 8 市が県内 36 地点で、また、ダイオキシン類については 69 地点で大気環境中の濃度を定期的に調査しています。

27 年度の調査結果では、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の 5 物質全てで環境基準を達成しています。

また、有害大気汚染物質のうち「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる値（指針値）」が示されている 9 物質のうち、アクリロニトリルについては、市原市の 1 地点（前川中継ポンプ場）において指針値を上回りました。その他の 8 物質、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物については、全ての地点で指針値を下回りました。

また、優先取組物質以外の化学物質として、フロン 11、フロン 113、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素についても県独自に大気環境調査を行っています。

エ アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、丈夫で変化しにくいという特性があり、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。

アスベストの繊維は極めて細く、吸い込むと、じん肺、中皮腫の原因になるといわれています。

アスベストについては、環境基準は設定されていませんが、18 年度から県、千葉市、船橋市、柏市、市川市及び市原市等で、一般大気中の濃度を把握する調査を行っています。

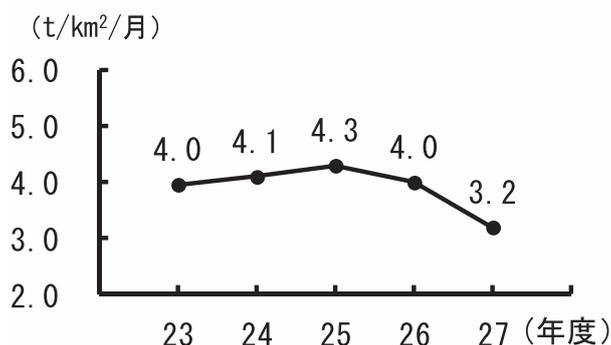
27 年度の県内 43 地点における調査結果は、環境省が地方公共団体の測定結果を集計した結果と比較して、いずれの地点においても、特に高い濃度は見られませんでした。

オ 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の浮遊粉じんのうち、自重又は雨滴によって沈降するばいじん、粉じん等であり、県内 21 地点で測定を行っています。

27 年度の測定地点の平均値は、3.2t/km²/月であり、23 年度以降の年平均の推移は、図表 4-1-16 のとおりです。

図表 4-1-16 降下ばいじん量の年平均値の推移



(2) 大気汚染物質の発生源の現状

大気汚染物質の発生源は工場・事業場等の固定発生源と、自動車、船舶等の移動発生源の二つに大別されます。

ア 固定発生源

県内における固定発生源は東京湾に面した電力、鉄鋼、石油精製、石油化学等を中心とする我が国有数の臨海工業地帯とその周辺地域に集中しています。

固定発生源のうち、「大気汚染防止法」に定められるばい煙発生施設の届出数は 28 年 3 月末現在で工場・事業場数 2,522、施設数 7,174 となっています。(図表 4-1-17)

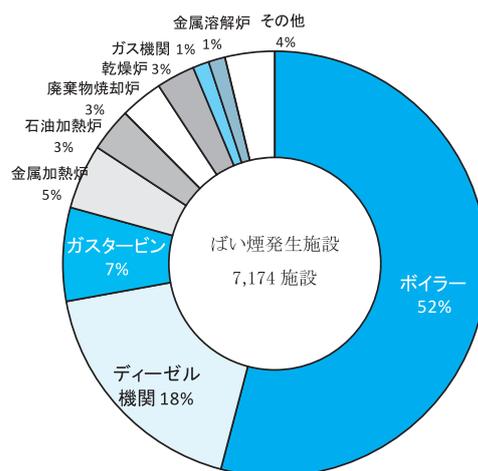
種類別では、ボイラーが圧倒的に多く全体の 52%を占めています。(図表 4-1-18)

図表 4-1-17 ばい煙発生施設数の推移

年度	地域	大気汚染防止法 総量規制地域 (硫黄酸化物)	その他	計	合計
		23	工場	2,115(337)	
	事業場	2,262(1,064)	1,567(826)	3,829(1,890)	(2,669)
24	工場	2,073(330)	1,329(373)	3,402(703)	7,088
	事業場	2,249(1,054)	1,437(841)	3,686(1,895)	(2,598)
25	工場	2,053(323)	1,304(419)	3,357(742)	7,224
	事業場	2,306(1,071)	1,561(797)	3,867(1,868)	(2,610)
26	工場	1,932(306)	1,403(445)	3,335(751)	7,242
	事業場	2,322(1,064)	1,585(840)	3,907(1,904)	(2,655)
27	工場	1,941(316)	1,253(388)	3,194(704)	7,174
	事業場	2,359(1,062)	1,621(756)	3,980(1,818)	(2,522)

(注) () 内は工場・事業場数

図表 4-1-18 ばい煙発生施設の種類別状況



28年3月末現在

「大気汚染防止法」の改正により、18 年 4 月に届出対象となった*揮発性有機化合物 (VOC) 排出施設は、28 年 3 月末現在で工場・事業場数 50、施設数 159 となっています。

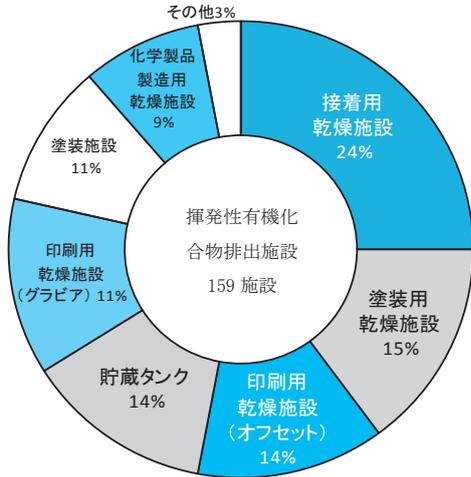
(図表 4-1-19)

種類別では、接着用乾燥施設、塗装用乾燥施設の順に多くなっています。(図表4-1-20)

図表4-1-19 揮発性有機化合物排出施設数

年度	23	24	25	26	27
施設数	154	160	160	168	159
(工場・事業場数)	(51)	(51)	(51)	(53)	(50)

図表 4-1-20 揮発性有機化合物排出施設の種類別状況



28年3月末現在

また、一般粉じん発生施設の届出数は、28年3月末現在で工場・事業場数 293、施設数 2,116 となっています。(図表 4-1-21)

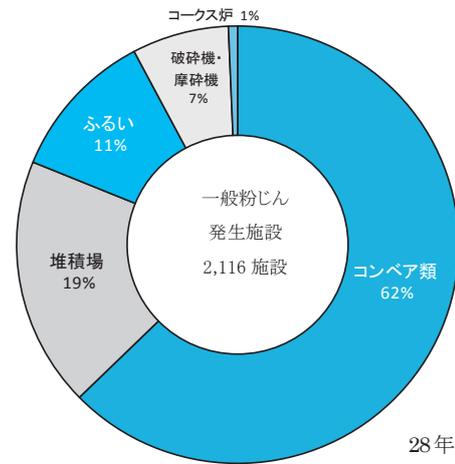
種類別では、図表 4-1-22 のとおりコンベア類及び堆積場が多くを占めています。

一方、県内主要工場・事業場の 27 年度における燃料使用量は約 2,492 万 kL で、その内訳は気体燃料が 91.3%、液体燃料が 4.0%、固体燃料が 4.7%の割合となっています。また、燃料の使用に伴い排出された硫黄酸化物は約 1.3 万 t です。(図表 4-1-23)

図表 4-1-21 一般粉じん発生施設数の推移

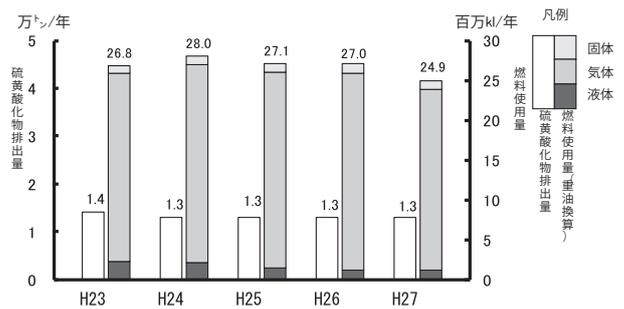
年度	23	24	25	26	27
施設数	1,999	1,989	2,029	2,082	2,116
(工場・事業場数)	(261)	(279)	(299)	(295)	(293)

図表 4-1-22 一般粉じん発生施設の種類別状況



28年3月末現在

図表4-1-23 県内主要工場・事業場における硫黄酸化物排出量及び燃料使用量の経年変化



※対象事業場数：22年度は52工場・事業場、23-24年度は49工場・事業場、25年度は48工場・事業場、26-27年度は47工場・事業場

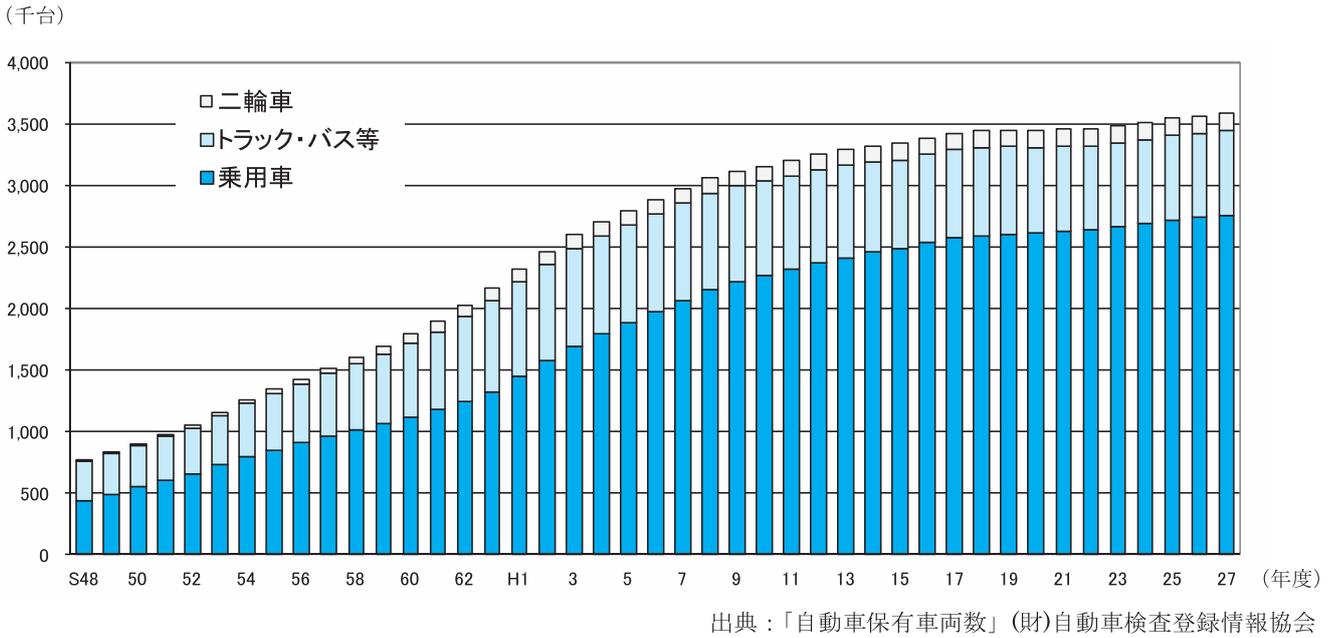
イ 移動発生源

自動車、船舶等の移動発生源のうち、自動車からの排出ガスが大気汚染の大きな要因となっています。

県内の自動車保有台数は年々増加していましたが、近年は横ばいとなっており、28年3月末で約 359 万台でした。(図表 4-1-24)

なお、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質を多量に排出するディーゼル車の保有台数については、平成 8 年度をピークに減少に転じていましたが、平成 24 年度から再び増加しており、平成 28 年 3 月末では約 26 万台となっています。(図表 4-1-25)

図表 4-1-24 県内の自動車保有台数の推移



図表 4-1-25 県内のディーゼル車の車種別保有台数の推移

